

別添

市民後見推進事業の概要

市区町名	墨田区
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし 委託先名：墨田区社会福祉協議会 委託内容：市民後見人を育成するために地域特性や具体的ケース事例にあった独自研修を行う。
事業内容	【研修の名称】 墨田区社会貢献型後見人養成研修 【研修対象者】 区内在住、64 歳以下、福祉活動経験等がある者、 【研修内容】 〔講義研修〕 墨田区社会貢献型後見人養成研修：20 時間＋レポート提出 東京都社会貢献型後見人養成講習：30 時間 〔現場実習〕 社会福祉協議会で地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動する。 活動期間：1 年間（月 4 回程度） 【講師】 区職員、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員 弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、精神保健福祉士
事業スケジュール （予定を含む）	H23 年 9 月～10 月：市民後見人候補者の公募～面接（区で実施） H23 年 11 月～2 月：墨田区社会貢献型後見人養成研修 H24 年 2 月：東京都社会貢献型後見人養成講習（5 日間）を受講 H24 年 3 月～H25 年 2 月：社協で地域福祉権利擁護事業の生活支援員活動を開始
備考	H22 年度東京都社会貢献型後見人養成講習の修了者も社会貢献型後見人養成研修に参加。現場研修についても H23 年 3 月～H24 年 2 月に実施、3 月より活動登録する。

別添

市民後見推進事業の概要

市区町名

墨田区

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び 委託内容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし 委託先名：墨田区社会福祉協議会 委託内容：高齢者見守り相談室等と連携し、市民後見人のニーズの実態調査やケース検討を行う。
事業内容	【市民後見人のニーズ等に関する調査】 厚生課、高齢者福祉課、高齢者みまもり相談室、地域包括支援センター、社会福祉協議会により以下について協議する。 ① 市民後見が適切なケースとはどのようなケースか（資産、状態など） ② そのケースはどこに潜在しているか ③ どのように社協が情報収集すれば市民後見が推進されるか 【市民後見推進のための検討会の開催】 （構成メンバー） 医師 1 名、弁護士 1 名、司法書士 1 名、社会福祉士 2 名、行政職 4 名 （検討内容） ・ 市民後見人が適切な対象者像 ・ 行政との連携における具体的方法 ・ 養成カリキュラム内容 ・ 後見活動マニュアル内容 など
事業スケジュール （予定を含む）	平成 23 年 9 月～：市民後見人のニーズ等に関する連絡会を開催し、協議 平成 23 年 2 月：市民後見推進のための検討会の開催
備考	

別添

市民後見推進事業の概要

市区町名

墨田区

事業区分	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし 委託先名：墨田区社会福祉協議会 委託内容：市民後見人の相談しやすい体制づくりのため、専門家や社協のバックアップ体制を構築する。
事業内容	【サポート体制の構築】 ・社協が弁護士と顧問契約を締結し、市民後見人が相談できる体制を整備する。 ・選任時に被後見人に関する情報管理表を作成し、財産管理方法、死後の対応などを事前に決めておく。 ・成年後見制度推進委員会で事例検討を行い、市民後見人に助言する。 ・社会貢献型後見人に係わる損害保険に加入する。 【監督体制】 ・月に一度、後見活動を社協に報告。 ・社会福祉協議会の指示に基づき、預金通帳（写）を社協に提出。 ・施設入所するときには、契約書案を社協に提示。 ・被後見人が死亡したときは、社協に報告。 【家裁への後見候補者推薦のための枠組】 養成カリキュラム修了者は後見活動メンバー登録台帳に修了の旨が記載され、推薦準備が整った状態となる。修了者は、成年後見制度推進委員会にて市民後見人が適切であると判断されたケースにおいて後見人候補者となり、家庭裁判所に推薦することとなる。
事業スケジュール （予定を含む）	H23 年 4 月～：社協の監督体制及びサポート体制の構築 H23 年 11 月～：弁護士との顧問契約 H24 年 2 月 27 日：成年後見制度推進委員会にて市民後見人と申立ケースの相互適性
備考	

別添

市民後見推進事業の概要

市区町名	墨田区
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし 委託先名：墨田区社会福祉協議会 委託内容：市民後見人が使用しやすい独自のマニュアル作成 市民後見人のPR
事業内容	・ 東京都社協が作成した社会貢献型後見人の手引きを基礎に、墨田区としての具体的対応を加え、マニュアルを作成する。 例 1) 死後の対応一夜間の連絡先、遺留金の取扱、葬儀費用支払、相続人調査方法など 例 2) 医療同意ー予防接種であっても同意は行わない、医師から手術が必要な旨の説明を聞いたことの署名も行わない、必ず社協に報告するなど 例 3) 入所施設の探し方ー契約書の見方、途中解約返還金の有無、法令の順守された施設、相談窓口など ・ 市民後見人による意見交換会の実施 ・ 市民後見人及び養成について、区民へのPR用の冊子作成 「まんがで学ぶ後見人のしごと」(仮)：5,000 部(予定)
事業スケジュール (予定を含む)	H23 年 11 月～：マニュアル内容検討・作成 H24 年 2 月：市民後見人による意見交換会 H24 年 1 月～3 月末：「まんがで学ぶ後見人のしごと」(仮) 作成～納入
備考	